

2025年度 総合型地域スポーツクラブ
NP0法人 u&u Nスポ植木 申込用紙

2025 年 月 日

※事務局記入欄	会員番号	E -	区分	
---------	------	-----	----	--

(新規 ・ 継続) ← Oをつけて下さい

年会費 会員区分	A : 学生(小・中学生) 6,000円	B : 一般(中学校卒業以上) 10,000円	C : シルバー(70歳以上) 9,000円
	D : ハートフル(小・中学生) 5,000円	E : ハートフル(一般) 8,000円	F : 幼児 5,000円

※ 年会費に保険料は含まれておらず、別途加入が必要です。

年齢で保険料が異なりますので、事務局へお尋ねください。

※ 参加種目によっては年会費の他に別途、参加費が必要となる教室があります。

氏 名		性別	住 所		
フリガナ		男 ・ 女	〒 -		
生年月日	T · S · H · R	年齢	連絡先 必須	自宅	- -
	年 月 日			携帯	- -
希望種目					

※緊急連絡時(教室が急に休みになった場合など)に使用しますので携帯番号の記入も必ずお願いします。

誓 約 書

u&u Nスポに入会するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1、クラブの目的をよく理解し、より良いクラブづくりができるように心がけます。
- 2、会員として、クラブ規約に記載してある事項を遵守します。

氏名

印

※ 活動写真の一部を広報のため、使用させていただく場合があります。

18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。下記の同意書に保護者の署名・捺印をお願いします。

同 意 書

保護者 氏 名	フリガナ	続 柄	印

☆ 入会をご希望の方は、下記事務局にてお申し込み下さい。

u&u Nスポ 事務局

受付時間：火曜日～土曜日 (日・祝を除く) 10:00～15:00

〒861-0136

熊本市北区植木町岩野238-1 熊本市植木文化センター内

TEL (096) 227-6139 FAX (096) 227-6258

E-mail: ueki.uu@beach.ocn.ne.jp

事務局 確認欄	受付	日付	担当者	保険区分	領収金額 ¥	パソコン 入力	日付
		/			会 費 ¥ 保 険 ¥		/

クラブ規約 <一部抜粋>

u&uNスポ植木規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、u&uNスポ植木(以下「クラブ」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、「スポーツ・文化活動を通じて健康で活気のある ひとづくり・まちづくり・いきがづくり」を目的・理念とし、次に掲げるクラブづくりを目指す。

子どもからお年寄りまた障害者(児)と健常者が一緒にいつでも気がねなくスポーツ・文化活動を楽しみ、人と人との交流を通じて心身の健康と体力増進を図り、豊かな人間形成・地域の活性化を進める。

(所在地)

第3条 本クラブは、その事務所を熊本県熊本市植木町岩野238番地1 熊本市植木文化センター内に置く。

(事 業)

第4条 本クラブは、第2条の目的を遂行するため、次に掲げる事業をする。

- (1) 各種目別・クラス別活動プログラムの設置。
- (2) 運営スタッフの育成・支援。
- (3) 競技大会及び各種イベント等の開催。
- (4) 学校部活動の支援及び他の機関、団体・企業との連携。
- (5) 健康づくり及び体力づくり等の支援。
- (6) 新規会員及び運営スタッフの勧誘並びにクラブのPR。
- (7) 他の総合型地域スポーツクラブとの各種大会の開催または交流。
- (8) 独自の活動プログラムの世代を超えた地域間交流の場の提供。
- (9) その他目的達成のため必要な事業。

第2章 会 員

(構成・規則)

第5条 本クラブは、次に掲げる会員(以下「会員」という。)を以て構成する。

- (1) 学生会員(小学生・中学生)
- (2) 一般会員(中学生卒業以上)
- (3) シルバー会員(70歳以上)
- (4) ハートフル会員(障害者手帳保持者)
- (5) 幼児会員(小学校入学前)

2 本規約に規定されない会員に関する事項については、会員規則(以下「規則」という。)でこれを定める。

(資 格)

第6条 会員は、第2条の目的に賛同し、前条第2項に定める規則に基づき入会したものとする。

- 2 会員が死亡したとき及び本クラブの名誉を著しく傷つけたとき、または本クラブに多大な損害を与えたときは、会員としての資格を喪失する。
- 3 会員は、前項及び規則に定める会員の資格を喪失した場合または退会届出書が受理された場合を除き、会員としての資格はそのまま継続する。

(会 費)

第7条 会員は、会員規約に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。但し

18歳未満の会員については、保護者(責任者)がその納入義務を負う。

(その他)

第8条 会員は、規則を厳守し、自覚と責任を持って本クラブに参画しなければならない。